

# 旅費規程

## [ 目 的 ]

第 1 条 この規程は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「本協会」という。）の役員（定款第 22 条に定める者をいう。）、委員、職員及び本協会の依頼を受けた者が本協会の業務のために旅行（勤務地、住所又は居所を一時離れることをいう。）する場合の旅費に関する事項について定めることを目的とする。

## [ 旅行の命令等 ]

第 2 条 旅行は、旅行命令又は旅行依頼によって行われなければならない。

第 3 条 旅行命令を発し、又はこれを変更するときは、別表 1 に定める旅行命令書又は依頼書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示するものとする。但し開催地内旅行（開催地は都県単位とする。）については、旅行命令簿に所用事項を記入してかえることができる。なお、本協会の会議等の出席者については、会議の開催書面をもって旅行命令書にかえる。

2 前項による命令を発するいとまがないときは、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

3 同条第 2 項による場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

## [ 旅費の支給範囲 ]

第 4 条 旅費の支給範囲は、旅行命令又は旅行依頼による旅行の場合をいう。

## [ 旅費の種類 ]

第 5 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料をいう。

2 「鉄道賃」は、鉄道旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 「船賃」は、水路旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 「航空賃」は、航空旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 「車賃」は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、旅程に応じ認可運賃料金等の実額により支給する。

6 「日当」は、旅行中の日数に応じ 1 日当りの定額により支給する。

7 「宿泊料」は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当りの定額により支給する。

[ 旅費の計算 ]

第 6 条 旅費は開催地（開催地は都県単位とする。）から目的地までの最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 協会の行う総会、理事会、正副会長会議及び委員会等が本協会事務所所在地以外で開かれる場合は、前条の規程を準用する。

3 会議等の出席者の発地は当該所属会員事務所をもって起算する。

第 7 条 旅費計算上の旅行日数は旅行のために現に要した日数による。

[ 旅費の請求手続 ]

第 8 条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の請求書に請求の所要事項等を記入のうえ必要な書類を添えて経理担当者に提出しなければならない。

[ 開催地内の旅費 ]

第 9 条 非常勤の役員については、開催地内の旅費は、実費を支給しない。但し、日当日額を支給する。

[ 開催地外の旅費 ]

第 10 条 開催地外の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

第 11 条 開催地外日帰りの旅費は、旅行に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費及び日当日額を支給するが、常勤役員及び事務局職員については前記実費のほか日当定額の 2 分の 1 に相当する額を支給する。

第 12 条 第 2 条の場合において、業務上の必要、天災その他やむを得ない事情により宿泊するときは別表 2 の宿泊料を支給するものとする。

[ 鉄道賃 ]

第 13 条 鉄道賃は別表 2 に定める旅客運賃により支給する。但し、外部依頼講師等に同行する役員等がグリーン車の座席指定券を必要とするときは、当該座席指定料金を支給することができる。

[ 船 賃 ]

第 14 条 船賃は、別表 2 に定める旅客運賃及び寝台料金を支給する。

[ 航空賃 ]

第 15 条 航空賃は、別表 2 に定める旅客運賃を次の各号に掲げる場合支給される。

- (1) 旅行地が本協会事務所所在地を起点として陸路 600 キロメートル以上の場合であるとき。
- (2) 緊急の用務のために航空機による旅行を特に必要があると認めたとき。

[ 車 賃 ]

第 16 条 車賃は、実費額を支給する。

[ 日 当 ]

第 17 条 日当は、旅行日数に応じ別表 2 の定額を支給する。

[ 宿泊料 ]

第 18 条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、別表 2 の定額を支給する。但し、船舶又は航空機による旅行中は宿泊料を支給しない。

[ 旅費の調整等 ]

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が定める。

[ 改 廃 ]

第 20 条 この規定の改廃は、理事会の議決を得て行う。

[ 附 則 ]

- 1 . 本規程は、昭和 55 年 3 月 11 日より実施。
- 2 . 本規程は、昭和 58 年 5 月 1 日より一部改正。
- 3 . 本規程は、昭和 59 年 4 月 26 日より一部改正。
- 4 . 本規程は、平成元年 6 月 20 日より一部改正。
- 5 . 本規程は、平成 2 年 6 月 25 日より一部改正。
- 6 . 本規程は、平成 5 年 5 月 21 日一部改正。(平成 5 年 6 月 22 日より実施)
- 7 . 本規程は、平成 6 年 7 月 26 日より一部改正。
- 8 . 本規程は、平成 9 年 5 月 22 日一部改正。(平成 9 年 6 月 18 日より実施)
- 9 . 本規程は、平成 24 年 9 月 19 日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成 26 年 5 月 1 日)から実施する。
- 10 . 本規程は、平成 25 年 9 月 19 日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成 26 年 5 月 1 日)から実施する。

別 表 1

都個協旅命第 号  
平成 年 月 日

所 属  
氏 名 殿

一般社団法人東京都個人タクシー協会  
会 長

## 旅 行 命 令

貴殿に下記により旅行を発令する。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 出 発 年 月 日 |  |
| 出 発 地     |  |
| 到 着 地     |  |
| 宿 泊 地     |  |
| 旅 行 目 的   |  |

|     |      |
|-----|------|
| 発令印 | 旅費処理 |
|     |      |

別 表 2

| 役職員等           | 鉄道賃  | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 宿泊料（一夜） |     | 日当<br>（1日） |
|----------------|--|----|-----|----|---------|-----|------------|
|                |  |    |     |    | 甲地区     | 乙地区 |            |
| 役員             | 普通   | 1等 | 実費  | 実費 | 実費      | 実費  | 15,000円    |
| 職員             | 普通   | 1等 | 実費  | 実費 | 実費      | 実費  | 6,000円     |
| その他<br>(外部依頼者) | グリーン   | 1等 | 実費  | 実費 | 実費      | 実費  |            |
|                | <p>1 役員とは理事、監事、委員をいう。但し、常勤の役員は職員の欄を適用する。</p> <p>2 車中泊の場合は、宿泊料は寝台料金の実費とする。</p> <p>3 甲地区とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市の地区をいう。</p> <p>4 乙地区とは、甲地区にいう地区を除く地区をいう。</p> |    |     |    |         |     |            |